

平成26年12月18日

第94号議案

福岡県大島港大島海洋体験施設の指定管理者の指定  
について

宗像市議会

議長 吉田 益美 様

建設産業常任委員会

委員長 小島 輝枝

本案は、福岡県大島港大島海洋体験施設の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

#### 第93号議案 宗像市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

本案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、宗像市営住宅管理条例の一部を改正するものである。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

市営住宅管理条例で引用している法律名称が改められたため、条例の整理を行うものである。

##### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

##### 1 指定管理者について

施設の名称 福岡県大島港大島海洋体験施設

団体の名称等 株式会社むなかた大島

代表取締役 山口 國一

宗像市大島1809番地8

指定の期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

##### 2 本施設は離島の屋外施設であり、交通・自然環境による影響を運営面から考慮し、指定の期間については、前回と同様の2年とする。

##### 3 指定管理期間（2年）分の指定管理料は、合計で1,913万6千円を上限とする。

##### 4 平成25年度から営業活動、イベントの企画担当職員を1人配置し、離島振興と一体的な取り組みを行っている。昨年度から団体客が徐々に増えるなどの効果が見えてきた。

##### 【意見】

（賛成意見）

・大島の素材を活かして積極的に営業活動を行い、大島のおもてなし事業を進めていただきたい。収支計画の作成については目標設定をしっかりと行うこと。

##### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。